平成２３年（フ）第５９５号
大阪府貝塚市加治43番地の６
破産者　有限会社脇田建設
１　決定年月日　平成25年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７１７号
神戸市北区鳴子２丁目６番地の20
破産者　株式会社北岡タイル
１　決定年月日　平成25年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８２９号
兵庫県三木市別所町小林268―３
破産者　株式会社ＤＳＧ
１　決定年月日　平成25年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３４号
兵庫県神崎郡福崎町高橋560番地
破産者　内外ライフスペース株式会社
１　決定年月日　平成25年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２８９号
兵庫県神崎郡福崎町西治2391番地１、従前の住所兵庫県神崎郡福崎町高橋527番地５
破産者　神園　良一
１　決定年月日　平成25年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２１９号
宮崎市大字跡江3358番地
破産者　長田　浩和
１　決定年月日　平成25年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３８１号
宮崎市大字赤江409番地　市営住宅154棟15号、住民票上の住所宮崎市月見ケ丘４丁目21番４号
破産者　小林　広一
１　決定年月日　平成25年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目２番15号
破産者　株式会社不二青
１　決定年月日　平成25年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４８４号
鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目８番17号
破産者　有限会社貸衣裳フラワー
１　決定年月日　平成25年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５０９号
東京都立川市錦町１丁目10番４号
破産者　株式会社サンクローバー
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６１４号
東京都多摩市落合１丁目２番地の44
破産者　石塚　正治
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１７号
新潟県胎内市関沢48番地13
破産者　中条水道ガス工事株式会社
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第５６号
新潟県村上市檜原字大道上1819番地４
破産者　朝日建設株式会社
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第３９８号
岐阜市中鵜２丁目16番地の２
破産者　株式会社モリ・アキ
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第６８１号
静岡市葵区八番町８番地の１
破産者　有限会社杉山塗装工社
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６７号
静岡県三島市御園659番地の８
破産者　有限会社イガラシフーズ
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５９号
静岡県周智郡森町一宮3687番地、商業登記簿上の本店所在地静岡県袋井市徳光53番地の４
破産者　有限会社ウォーク
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
三重県志摩市浜島町浜島2961番地１
破産者　中村　勝治
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第５３２４号
大阪市住之江区北加賀屋３丁目５番48号
破産者　有限会社大江電機
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３１号
奈良県天理市三昧田町81番地の１
破産者　古家開発株式会社
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第９３号
山口市秋穂東6696番地
破産者　有限会社たなか
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０３号
熊本県八代市坂本町葉木3645番地
破産者　ジャパンフードサービス株式会社
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３９号
鹿児島県曽於市末吉町二之方265番地
破産者　株式会社はやしやま
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係